

議案第4号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市本町3丁目地先の県道勝山停車場線勝山橋東橋詰において発生した交通事故について損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

住所

氏名

2 事故の概要

令和3年7月12日午後2時50分頃、勝山橋東橋詰恐竜モニュメント近くの交差点で停車し、県道勝山停車場線と市道7-189号線の交差点が青信号であることを確認して公用車を発進させたが、周囲の確認が不十分であったため当車右前部と右方向から直進して来た自転車とが接触して転倒させたものである。

3 損害賠償の額 金138,049円

令和4年6月7日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。